

 \bigcirc

山形県公報

	\ /
Ħ	八

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程							
		病	院事業局	関係_			
		,	規	程			
山形県病院事業 山形県病院事 平成17年4	業局組織規程の	一部を改正する規	程を次のよう	に定める。			
山形県病院事業管理者 横 山 紘 ー 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程 山形県病院事業局組織規程(平成15年3月県病院事業管理規程第2号)の一部を次のように改正する							
r	経 営 課 医 事 課	会計係、用度係情報企画係、医調	事係		-1	を	
r		会計係、用度係、	情報企画係、	医事係		に改め、同表	山形県立日
本海病院の項中		病 理 科材 料 室					を
r	病 理 科					ıc.	_

1

			_
	診療放射線科		
	栄養給食科		
	地域医療室		
手 術 部			
-			, 1
	診療各科		
第一診療部	地域医療室		
	人工透析科		
第一 詠 床 如	理学療法科		
第二診療部	栄養給食科		
	病歷管理室	病歴管理係	 に改め、同表山形県立鶴
手 術 部			
検 査 部			
放射線部			
診療機材部			
教育研修部			
г			
病院の項中	教育研修部		を
]
教育研修部		臨床研修係	に改める。
	び第16条の表中		' J
	経 営 課	会計係、用度係	
	医 事 課	情報企画係、医事係	· を
ſ			, 1 1
	医事経営課	会計係、用度係、情報企画係、医事係	 に改める。
第17条第4項	中「第2項」を	「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項	<u>-</u> 頁中「前2項」を「第1項及

第17条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び第3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

を

に

2 前項に定める職のうち、院長若しくは所長に事故があるとき、又は院長若しくは所長が欠けたときは、副院長又は副所長がその職務を代理する。この場合において、副院長又は副所長が2人以上あるときは、あらかじめ管理者が定めた順序、又はその定めがないときは席次の上下により、席次の上下が明らかでないときは年齢の多少により、年齢が同じであるときはくじにより定めた順序で、その職務を代理する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第4号

山形県病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成17年4月1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 -

山形県病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局の職に充てる職員の指定に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表がん・生活習慣病センターの項及び同表救命救急センターの項中

 事務部経営課長
 中央病院事務部経営課長

 事務部経営課会計係長
 中央病院事務部経営課用度係長

 事務部医事課長
 中央病院事務部医事課長

 事務部医事課情報企画係長
 中央病院事務部医事課情報企画係長

 事務部医事課医事係長
 中央病院事務部医事課医事係長

 事務部医事経営課長
 中央病院事務部医事経営課長

 事務部医事経営課会計係長
 中央病院事務部医事経営課会計係長

 事務部医事経営課用度係長
 中央病院事務部医事経営課用度係長

 事務部医事経営課情報企画係長
 中央病院事務部医事経営課情報企画係長

 事務部医事経営課医事係長
 中央病院事務部医事経営課医事係長

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局安全衛生管理規程(平成15年3月県病院事業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。 第14条を次のように改める。 (産業医の選任)

- 第14条 本局及び病院に産業医を置き、それぞれ次の各号に掲げる者をもって充てるものとする。ただし、職員安全衛生管理者は、必要があると認めるときは、当該区分を別に定めることができる。
 - (1) 本局 県職員診療所長
 - (2) 病院 当該病院の職員である医師であって法第13条第2項に規定する産業医の資格を有するもののうち当該 病院の長が選任したもの

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第6号

山形県病院事業局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局公印規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局公印規程(平成15年3月県病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「公印印刷承認申請書」を「公印印影印刷承認申請書」に改め、同条第6項を削り、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「保管し、公印印刷物受払台帳(別記様式第5号)により、常にその受払及び使用の状況を明らかにしておかなければ」を「保管するとともに、公印印刷物を不正に使用されることがないよう適正な管理を行わなければ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「課長」を「公印管理者」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「課長」を「公印管理者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の承認に係る印影の印刷が反復継続して印影の印刷を行うものであるときは、課長は、当該印影の印刷を公印印影印刷登録簿に登録するものとする。

第8条に次の3項を加える。

- 7 電子計算機に記録した公印の印影の印刷に係る第1項の承認を受けた者は、関係職員以外は当該電子計算機を操作できないようにする措置を講ずる等、当該印影を不正に使用されることがないよう適正な管理を行わなければならない。
- 8 第1項後段の登録に係る印影の印刷の承認を受けた者は、当該印影の印刷の内容を変更する必要があるとき又は当該印影の印刷を行わなくなるときは、公印印影印刷変更(廃止)承認申請書(別記様式第5号)を課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 9 課長は、前項の承認をしたときは、当該承認に係る第1項後段の登録を変更し、又は抹消するものとする。 第10条中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改める。

別表第1(2)職印の項中

6	山形県立がん・生活習慣病センタ 一所長印	方21	がん・生活習慣病センター所長
7	山形県立救命救急センター所長印	方21	救命救急センター所長

を

に改める。

5 Ø 2	山形県立各病院長職務代理者印	方21	各県立病院の事務局長
6	山形県立がん・生活習慣病センタ 一所長印	方21	がん・生活習慣病センター所長
6 Ø 2	山形県立がん・生活習慣病センタ 一所長職務代理者印	方21	がん・生活習慣病センター の事務局長
7	山形県立救命救急センター所長印	方21	救命救急センター所長
7 O 2	山形県立救命救急センター所長職 務代理者印	方21	救命救急センターの事務局長

7 _ Г 6____ 山形県立が 山 形 県 立 別表第2(2)職印の項中 ん・生活習 枚 命 救 急 を |慣病センター| |セ ン タ ー 所長印 所長印 6 6 **0** 2 r 5 の 2 山形県立が山田形県立がん・ 何 │ん・生活習││生活習慣病 病院長職務 | 慣病センター | センター所長 代理者印 所長 印 職務代理者印 __ に改める。 7 の 2 7 山 形 県 立 山形県立救命 救 命 救 急 救急センター セ ン タ ー | 所 長 職 務 所 長 印 代理者印

別記様式第4号及び別記様式第5号を次のように改める。

様式第4号

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

職 氏 名印

公印印影印刷承認申請書

下記のとおり公印の印影を印刷したいので、山形県病院事業局公印規程第8条第1項の規定により申請します。

記

1	公印の種類	1	庁印	2	職印
2	公印の名称				
3	印影の寸法				
4	公印管理者の職				
5	印刷物の種類				
6	印刷物の用途				
7	印影の印刷を必要とする理由				
8	印影の印刷の種類		公印の印 電子計算機		印刷 記録した公印の印影の印刷
9	印影の印刷の反復継続性		今回のみE 反復継続し		するもの 印刷するもの

10 印刷物の枚数

備考 1 1、8及び9の各欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

- 2 印影の印刷をする様式等の見本を1部添付すること。
- 3 10の欄は、反復継続して印刷をするものの場合には、年度あたりの印刷予定枚数を記入すること。

様式第5号

年 月 日

県立病院課長 殿

職 氏 名 印

公印印影印刷变更 (廃止)承認申請書

公印の印影の印刷の登録を受けたものについて、次のとおり変更(廃止)したいので、山形県病院事業局公印規程第8条第8項の規定により申請します。

記

1	登録の日及び登録番号	
2	印影の印刷の種類	1 公印の印影の印刷 2 電子計算機に記録した公印の印影の印刷
3	変更 (廃止)の理由	
4	変更の内容	

備考 1 2の欄は、該当するものの番号を で囲むこと。

2 様式、印影等の変更の場合は、その見本を1部添付すること。

別記様式第6号を削り、別記様式第7号を別記様式第6号とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第7号

山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局事務委任規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務委任規程(平成15年3月県病院事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。 第3条第1号口を次のように改める。

口 工事の施行に関すること。(1件の予定価格が500万円以内のものを除く。)

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第8号

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 平成17年4月1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局事務代決及び専決事務に関する規程(平成15年3月県病院事業管理規程第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2病院の長専決事項の欄第20項中「1億5,000万円以内の建築工事」を「500万円超1億5,000万円以内の工事」に改め、同欄中第21項を第22項とし、第20項の次に次の1項を加える。

21 随意契約に係る 1 件の設計金額が500万円超1,000万円以内の工事(管理者が指定する工事を除く。)の施行に関すること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第9号

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県病院事業管理者 横 山 紘 一

山形県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局財務規程(平成15年3月県病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「経営主幹」を「経営企画主幹」に改める。

第4条中「第8号」を「第8号及び第9号」に改め、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 小切手帳の保管及び小切手の振出しに関すること。

第53条中「第21条の5第1項第12号」を「第21条の5第1項第15号」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 駐車料金及び有料道路通行料金又は県外における自動車の燃料購入に要する経費第53条に次の1号を加える。

(13)リサイクル料金

第125条第3項中「金銭又は」を「小切手の数字又は金銭若しくは」に改め、同条に次の1項を加える。

4 書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き「廃棄」と朱書きして、そのまま小切手帳に残しておかなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。